

区民館トレーニング室の転換について

1 目的

現在7館に整備されているトレーニング室について、一部を除き、「軽運動コーナー」に転換することで、施設の更なる有効活用を図るとともに、多様な利用者の利便性向上に資することを目的とする。

2 トレーニング室の現状

(1) 概要

利用できる方	16歳以上の台東区在住・在勤・在学者
利用方法	事前に利用登録を行い、利用の都度、区民館利用登録証を提出する。
利用料金	無料

(2) 利用状況とアンケート結果から見えた課題と要望

- ・安全配慮義務上、トレーナーを配置している時間のみ開室し、それ以外の時間は閉室としているため、施設の有効的な活用ができていない。
- ・利用者層は70歳代以上が半数近くを占め、次いで60歳代、50歳代となっており、トレーニング室の利用者が限定的となっている。また主な利用目的は、「健康維持、体力づくり」が多い。
- ・事業者による定期点検やトレーナーによる利用前の事前点検を行う等、安全安心な運営に努めているが、マシンの老朽化が進んでいる。
- ・アンケート結果によると、区民館を利用している、もしくは利用してみたい活動は、「軽体操・体力づくり・健康維持」「ヨガ・ピラティス・太極拳」「幼児や子供向けの体操やダンス」である。また、催し物・イベントへの参加要望や情報提供を求める意見が多い。

3 転換内容（現行のトレーニング室を2種類の施設に分類）

(1) 軽運動コーナー

①概要

- ・幅広い年代の区民が利用しやすい施設とし、多くの区民が参加できる公用事業を実施する。
- ・公用事業以外の空き時間は、「個人が体を動かす活動を行う場所」として活用する。

②場所及び内容等

施設名	面積	内容
台東一丁目区民館	114㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・体を動かす活動を行う施設とする。 ・公用事業は、体を動かす活動以外も実施可能とする。 ・公用事業で使用しない空き時間帯は、個人がストレッチ、ヨガ、自重トレーニング等の活動を行う場所とする。 ・9時から21時までの開設時間とする。 ・防犯対策は、職員や受付業務委託の巡回監視を行うこととする。
上野区民館	107㎡	
金杉区民館	71㎡	
浅草橋区民館	77㎡	
雷門区民館	104㎡	

(2) トレーニング室

①概要

- ・区民のアクセスを考慮し、区の中心部と谷中地域に、以下の2館を無料のトレーニング室として配置する。
- ・従来のトレーニング室と利用方法は同じとするが、利用時間を拡大する。

②場所及び内容等

施設名	面積	内容
谷中区民館	59㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・使用年限10年以下のマシン（有酸素系・ウエイト系各5種程度）を2館へ集約する。 ・9時から21時までトレーナーを常駐する。 ・開設日は「月水金日」と「火木土」とし、2館合わせて毎日開室（休館日を除く）する形とする。
寿区民館	104㎡	

4 予算額（案） 21,293千円

5 今後の予定

令和8年3月～	区公式ホームページ、広報たいとう等周知
令和8年11月1日	改正後の条例施行
令和8年11月初旬	トレーニング室一時休室、マシン等移設・廃棄
令和8年11月中旬	リニューアルオープン

第27号議案 東京都台東区立区民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案											現 行														
(施設の種類) 第4条 (略) 2 談話室、 <u>軽運動コーナー</u> 及びトレーニング室については、個人の使用に限る。 別表2 (1) 馬道区民館											(施設の種類) 第4条 (略) 2 談話室及びトレーニング室については、個人の使用に限る。 別表2 (1) 馬道区民館														
区分	午前		午後		夜間1		夜間2		全日1		全日2		区分	午前		午後		夜間1		夜間2		全日1		全日2	
	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午後6時から午後10時まで		午前9時から午後9時まで		午前9時から午後10時まで			午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午後6時から午後10時まで		午前9時から午後9時まで		午前9時から午後10時まで	
	入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収			入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収	
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)											(略)														
備考											備考														
1 <u>談話室の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。</u> 2 <u>談話室を使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。</u>											談話室を夜間に使用する場合は、 <u>午後9時までに入館した者に限る。</u>														
(2) 上野区民館											(2) 上野区民館														
区分	午前		午後		夜間1		夜間2		全日1		全日2		区分	午前		午後		夜間1		夜間2		全日1		全日2	

施設名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収
	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)						
軽運動コーナー	0円					

備考

- 1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

(3) (略)

(4) 雷門区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収

施設名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収
	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)						
トレーニング室	0円					

備考 トレーニング室を夜間に使用する場合は、午後9時までに入館した者に限る。

(3) (略)

(4) 雷門区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収

施設名	徴収		徴収		徴収		徴収		の徴収		の徴収	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)												
軽運動コーナー	0円											

備考

1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

(5) 金杉区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで						
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収						
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)												
軽運動	0円											

施設名	徴収		徴収		徴収		徴収		の徴収		の徴収	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)												
トレーニング室	0円											

備考

トレーニング室を夜間に使用する場合は、午後9時までに入館した者に限る。

(5) 金杉区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで						
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収						
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)												
トレーニング	0円											

動
コ
ー
ナ
ー

ー
ニ
ン
グ
室

備考

1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

(6) 金杉区民館下谷分館

区分	午前		午後		夜間1		夜間2		全日1		全日2	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで					
	入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収	
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり

(略)

プレ
イル
ーム

(略)

(7) 台東一丁目区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2
----	----	----	-----	-----	-----	-----

備考 トレーニング室を夜間に使用する場合は、午後9時までに入館した者に限る。

(6) 金杉区民館下谷分館

区分	午前		午後		夜間1		夜間2		全日1		全日2	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで					
	入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収	
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり

(略)

第4
集会
室

(略)

(7) 台東一丁目区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2
----	----	----	-----	-----	-----	-----

施設名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収
	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)						
軽運動コーナー	0円					

備考

- 1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

(8) 谷中区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで

施設名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収
	なし	あり	なし	あり	なし	あり
(略)						
トレーニング室	0円					

備考 トレーニング室を夜間に使用する場合は、午後9時までに入館した者に限る。

(8) 谷中区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで

施設名	入場料等の徴収											
	なし	あり										
(略)												

備考

- 1 トレーニング室の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 トレーニング室を使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

(9) 浅草橋区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで						
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収						
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり

(略)

軽運動 0円

施設名	入場料等の徴収											
	なし	あり										
(略)												

備考

トレーニング室を夜間に使用する場合は、午後9時までに入館した者に限る。

(9) 浅草橋区民館

区分	午前	午後	夜間1	夜間2	全日1	全日2						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで						
	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収	入場料等の徴収						
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり

(略)

トレーニング 0円

二

備考

- 1 軽運動コーナーの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 軽運動コーナーを使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

(10) 寿区民館

区分	午前		午後		夜間1		夜間2		全日1		全日2	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで					
	入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収	
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり

(略)

備考

- 1 トレーニング室の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 トレーニング室を使用する場合は、午後8時までに入館した者に限る。

室

備考

トレーニング室を夜間に使用する場合は、午後9時までに入館した者に限る。

(10) 寿区民館

区分	午前		午後		夜間1		夜間2		全日1		全日2	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後10時まで					
	入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収	
施設名	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり

(略)

備考

トレーニング室を夜間に使用する場合は、午後9時までに入館した者に限る。

付 則

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表2(6)の部第4集会室の項の改正規定 令和9年4月1日
- 2 この条例による改正後の東京都台東区立区民館条例の規定による東京都台東区立金杉区民館下谷分館の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。